

四街道市手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 1・2 (略) <u>(多機能端末機により証明書の交付を受ける場合の手数料の額の特例)</u> <u>3 令和7年6月1日から令和8年2月28日までの間、多機能端末機（四街道市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に証明書を交付する機能を有するものをいう。）により証明書の交付を受ける場合における別表その1の規定の適用については、別表その1の項4の目、7の目及び13の目中「300円」とあるのは「150円」と、同項19の目中「450円」とあるのは「300円」とする。</u>	附 則 1・2 (略)